

●香川県告示第280号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年6月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年5月28日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町川原字南岸371-3、371-4、372-14、372-2及び同地先
農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00~4.30メートル
延長 13.43メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。